

介護老人保健施設 メデケアタマイ

(1)通所リハビリテーション料金表

■ご利用料金

単位:円

	利用料金(7時間以上8時間未満)		利用料金(6時間以上7時間未満)	
	基本料金(1割)	日額合計	基本料金(1割)	日額合計
要介護 1	736	1,357	689	1,310
要介護 2	877	1,498	824	1,445
要介護 3	1,021	1,642	955	1,576
要介護 4	1,189	1,810	1,112	1,733
要介護 5	1,354	1,975	1,266	1,887

	利用料金(5時間以上6時間未満)		利用料金(4時間以上5時間未満)	
	基本料金(1割)	日額合計	基本料金(1割)	日額合計
要介護 1	595	1,216	525	1,146
要介護 2	711	1,332	615	1,236
要介護 3	826	1,447	704	1,325
要介護 4	961	1,582	818	1,439
要介護 5	1,095	1,716	930	1,551

	利用料金(3時間以上4時間未満)		利用料金(2時間以上3時間未満)	
	基本料金(1割)	日額合計	基本料金(1割)	日額合計
要介護 1	459	1,080	355	976
要介護 2	538	1,159	412	1,033
要介護 3	616	1,237	470	1,091
要介護 4	716	1,337	527	1,148
要介護 5	815	1,436	585	1,206

	利用料金(1時間以上2時間未満)		*基本料金は端数処理の関係で金額に多少(1円程度)の差異が生じます。 *実際の支払費用は基本料金に実費費用、各種加算料金を加えた金額で計算されます。 *日額合計は、基本料金にサービス提供体制加算、入浴介助加算、食費、生活日用品費を加えた金額です。
	基本料金(1割)	日額合計	
要介護 1	340	961	
要介護 2	370	991	
要介護 3	401	1,022	
要介護 4	431	1,052	
要介護 5	463	1,084	

■各種加算料金

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	19円/日	通所リハビリテーションに勤務する介護職員のうち、介護福祉士の比率が50%以上配置されていること。	
入浴介助加算	52円/回	入浴1回分の料金です。	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	341円/月	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直していること等の算定要件を満たしていること。	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	878円/月	開始日から6か月以内	医師が理学療法士・作業療法士等にリハビリテーションの目的に加え所定の指示を行う等の算定要件を満たしていること。
	548円/月	開始日から6か月以降	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	1,157円/月	開始日から6か月以内	
	827円/月	開始日から6か月以降	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	1,261円/月	開始日から6か月以内	
	930円/月	開始日から6か月以降	
リハビリテーション提供体制加算	13円/回	3時間以上4時間未満	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。理学療法士・作業療法士等の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
	17円/回	4時間以上5時間未満	
	21円/回	5時間以上6時間未満	
	25円/回	6時間以上7時間未満	
	29円/回	7時間以上	
短期集中個別リハビリテーション	114円/日	退院(所)日または認定日から3ヶ月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合。	
認知症短期集中リハビリテーションⅠ	248円/日	退院(所)または通所開始日から3ヶ月以内で1週に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施。	
認知症短期集中リハビリテーションⅡ	1,984円/月	退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から3ヶ月以内で1月に4回以上実施する。	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,066円/月	ADL・IADL社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てたリハビリテーションを実施する。開始月から3ヶ月以内	
	1,033円/月	開始月から3ヶ月超6か月以内	
中重度者ケア体制加算	21円/日	中重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供する事業所である場合。	
栄養改善加算	155円/回	低栄養状態の改善等を目的として3か月以内、1か月2回限度。	
重度療養管理加算	104円/日	要介護4又は5であって、手厚い医療(厚生労働大臣が定める状態)が必要な利用者に対して通所者リハビリテーションを行った場合	
送迎が実施されない場合の減産	-49円/回	送迎を実施していない場合に減算します。(往復-98円)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本単位+各種加算×4.7%	介護職員の処遇改善に関する加算	

■実費費用

食費	500円(おやつ代130円を含みます。)
生活日用品費	50円/1日(タオル・ボディソープ・シャンプー・リンス・化粧水)
オムツ代	利用者の状況により必要な時に当施設が提供した場合 リハビリパンツ200円・紙オムツ150円・尿取パッド30円/1枚
教育娯楽費 (クラブ活動等の材料費)	実費/各種クラブ活動(生花・手芸・書道教室等)や行事の参加者に材料等の実費をご負担いただく場合があります。

平成30年4月1日現在

介護老人保健施設 メデケアタマイ
 (1)通所リハビリテーション料金表(2割負担ご利用者)

■ご利用料金

単位:円

	利用料金(7時間以上8時間未満)		利用料金(6時間以上7時間未満)	
	基本料金(2割)	日額合計	基本料金(2割)	日額合計
要介護 1	1,471	2,162	1,378	2,069
要介護 2	1,754	2,445	1,647	2,338
要介護 3	2,042	2,733	1,909	2,600
要介護 4	2,378	3,069	2,223	2,914
要介護 5	2,707	3,398	2,531	3,222

	利用料金(5時間以上6時間未満)		利用料金(4時間以上5時間未満)	
	基本料金(2割)	日額合計	基本料金(2割)	日額合計
要介護 1	1,190	1,881	1,050	1,741
要介護 2	1,422	2,113	1,230	1,921
要介護 3	1,651	2,342	1,407	2,098
要介護 4	1,922	2,613	1,635	2,326
要介護 5	2,190	2,881	1,860	2,551

	利用料金(3時間以上4時間未満)		利用料金(2時間以上3時間未満)	
	基本料金(2割)	日額合計	基本料金(2割)	日額合計
要介護 1	918	1,609	709	1,400
要介護 2	1,075	1,766	823	1,514
要介護 3	1,232	1,923	940	1,631
要介護 4	1,432	2,123	1,054	1,745
要介護 5	1,630	2,321	1,170	1,861

	利用料金(1時間以上2時間未満)		*基本料金は端数処理の関係で金額に多少(1円程度)の差異が生じます。
	基本料金(2割)	日額合計	
要介護 1	680	1,371	*実際の支払費用は基本料金に実費費用、各種加算料金を加えた金額で計算されます。
要介護 2	740	1,431	
要介護 3	802	1,493	*日額合計は、基本料金にサービス提供体制加算、入浴介助加算、食費、生活日用品費を加えた金額です。
要介護 4	862	1,553	
要介護 5	926	1,617	

■各種加算料金

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	37円/日	通所リハビリテーションに勤務する介護職員のうち、介護福祉士の比率が50%以上配置されていること。
入浴介助加算	104円/回	入浴1回分の料金です。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	682円/月	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している等の算定要件を満たしていること。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	1,756円/月	開始日から6か月以内
	1,095円/月	開始日から6か月以降
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	2,314円/月	開始日から6か月以内
	1,653円/月	開始日から6か月以降
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	2,521円/月	開始日から6か月以内
	1,860円/月	開始日から6か月以降
リハビリテーション提供体制加算	25円/回	3時間以上4時間未満
	33円/回	4時間以上5時間未満
	42円/回	5時間以上6時間未満
	50円/回	6時間以上7時間未満
	58円/回	7時間以上
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。理学療法士・作業療法士等の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。		
短期集中個別リハビリテーション	228円/日	退院(所)日または認定日から3ヶ月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合。
認知症短期集中リハビリテーションⅠ	496円/日	退院(所)または通所開始日から3ヶ月以内で1週に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施。
認知症短期集中リハビリテーションⅡ	3,967円/月	退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から3ヶ月以内で1月に4回以上実施する。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	4,132円/月	ADL・IADL社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てたリハビリテーションを実施する。開始月から3ヶ月以内
	2,066円/月	開始月から3ヶ月超6か月以内
中重度者ケア体制加算	42円/日	中重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供する事業所である場合。
栄養改善加算	310円/回	低栄養状態の改善等を目的として3か月以内、1か月2回限度。
重度療養管理加算	207円/日	要介護4又は5であって、手厚い医療(厚生労働大臣が定める状態)が必要な利用者に対して通所者リハビリテーションを行った場合
送迎が実施されない場合の減算	-97円/回	送迎を実施していない場合に減算します。(往復-194円)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本単位+各種加算×4.7%	介護職員の処遇改善に関する加算

■実費費用

食費	500円(おやつ代130円を含みます。)
生活日用品費	50円/1日(タオル・ボディソープ・シャンプー・リンス・化粧水)
オムツ代	利用者の状況により必要な時に当施設が提供した場合 リハビリパンツ200円・紙オムツ150円・尿取パッド30円/1枚
教育娯楽費 (クラブ活動等の材料費)	実費/各種クラブ活動(生花・手芸・書道教室等)や行事の参加者に材料等の実費をご負担いただく場合があります。